

新	旧	改定内容
<p data-bbox="498 499 1003 634">積算基準及び歩掛表 (水道編)</p> <p data-bbox="477 1276 1023 1327">令和5年5月1日改定</p> <p data-bbox="510 1440 991 1491">愛知県企業庁</p>	<p data-bbox="1656 499 2160 634">積算基準及び歩掛表 (水道編)</p> <p data-bbox="1629 1276 2175 1327">令和5年4月1日改定</p> <p data-bbox="1662 1440 2142 1491">愛知県企業庁</p>	<p data-bbox="2481 1285 2635 1314">改定日更新</p>

総目次

— 積算基準及び歩掛表（水道編） —

第1編	積算基準（共通編）	1～6
第2編	積算基準（水道建設工事編）	7～94
第3編	積算基準（水道調査設計業務編）	95～132
第4編	積算基準（水道維持管理編）	133～157
第5編	歩掛表（水道建設工事編）	158～315
第6編	歩掛表（水道調査設計業務編）	316～369
第7編	歩掛表（水道維持管理編）	370～399

総目次

— 積算基準及び歩掛表（水道編） —

第1編	積算基準（共通編）	1～6
第2編	積算基準（水道建設工事編）	7～94
第3編	積算基準（水道調査設計業務編）	95～132
第4編	積算基準（水道維持管理編）	133～157
第5編	歩掛表（水道建設工事編）	158～314
第6編	歩掛表（水道調査設計業務編）	315～368
第7編	歩掛表（水道維持管理編）	369～398

ページ数の修正

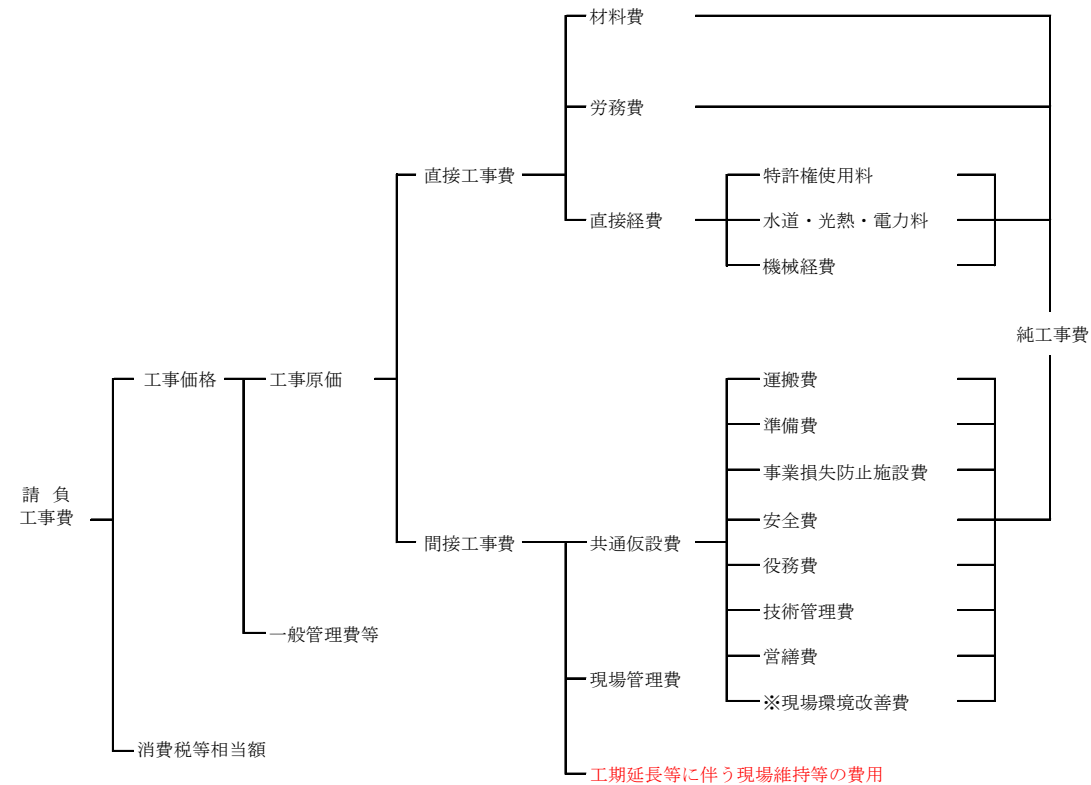
第2編 積算基準（水道建設工事編）

第2章 水道土木工事の積算基準（厚）

第1節 一般事項

2-1-2 水道土木工事の請負工事費の構成（厚・企）

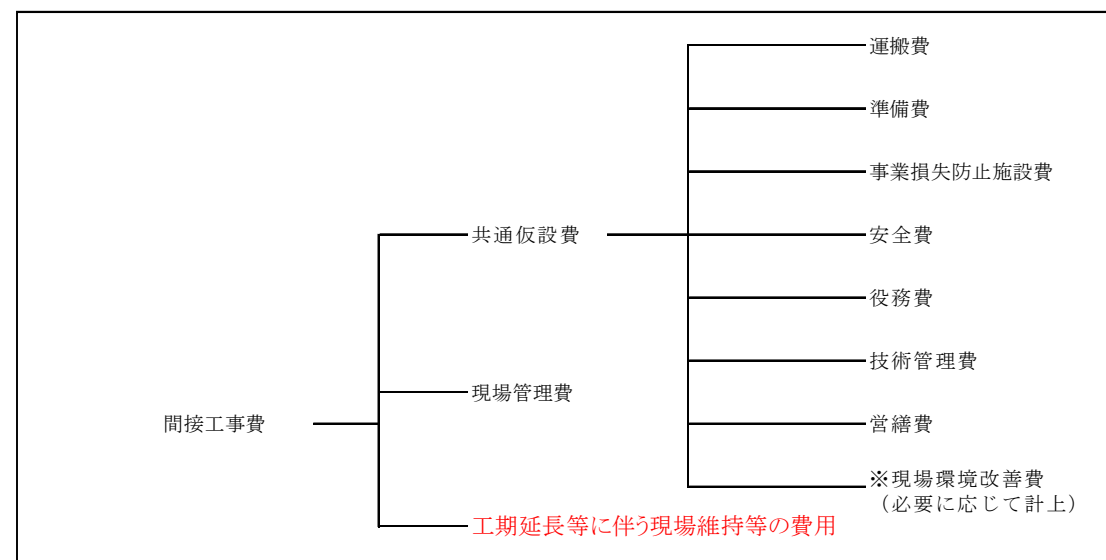
水道土木工事(1)～(3)の請負工事費の構成は下図のとおり。



第3節 間接工事費の積算

2-3-1 間接工事費の構成

間接工事費の構成は下図のとおりとし、各々の積算は第4節及び第5節のとおりとする。



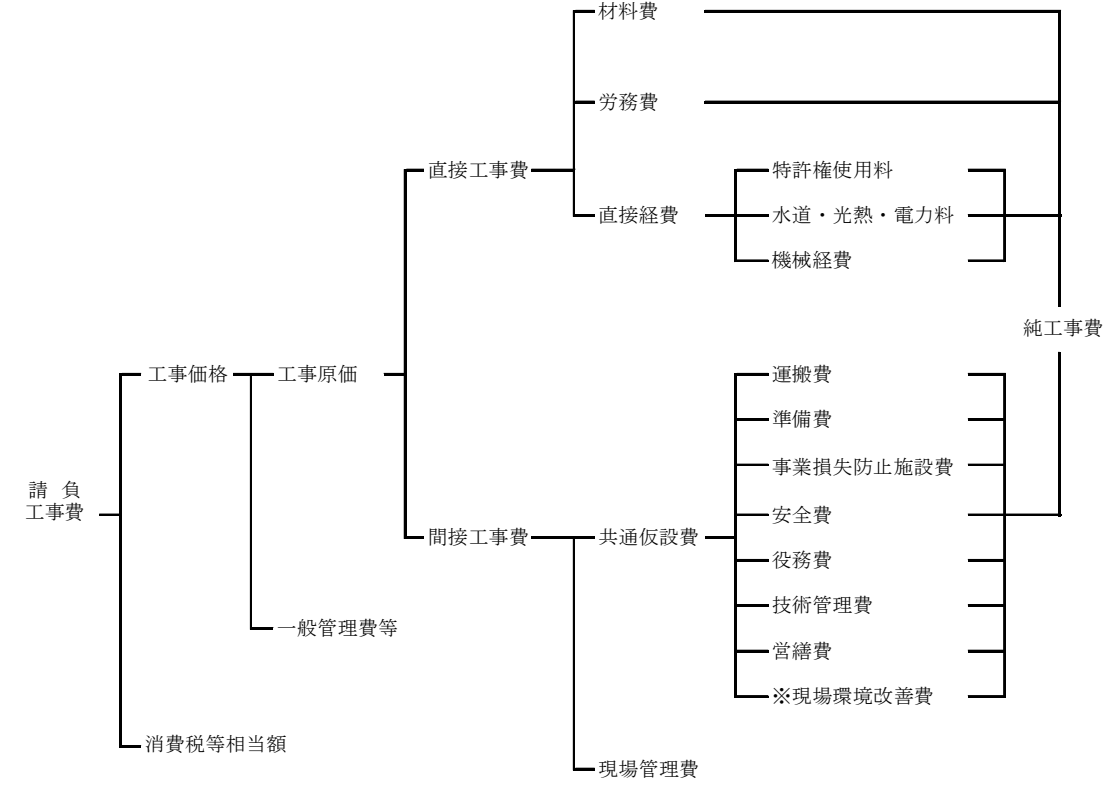
第2編 積算基準（水道建設工事編）

第2章 水道土木工事の積算基準（厚）

第1節 一般事項

2-1-2 水道土木工事の請負工事費の構成（厚・企）

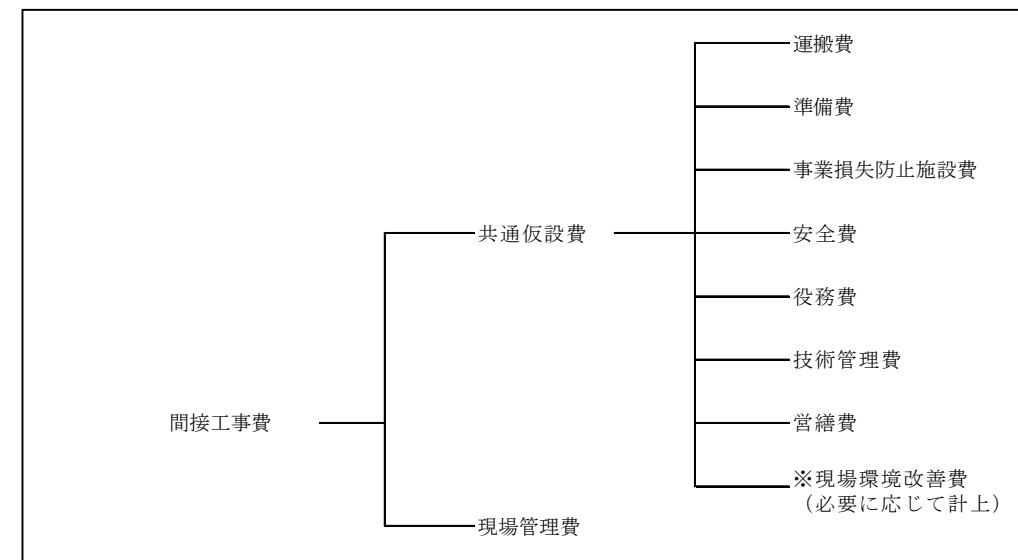
水道土木工事(1)～(3)の請負工事費の構成は下図のとおり。



第3節 間接工事費の積算

2-3-1 間接工事費の構成

間接工事費の構成は下図のとおりとし、各々の積算は第4節及び第5節のとおりとする。



工期の延長等に伴う増加費用等の積算方法を改定

第2節 直接工事費の積算

2-2-2 労務費(厚・県)

2 労務賃金

労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は別冊「設計単価表」の労務単価等を使用する。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算する。

配管工の労務単価は、当面の間「公共工事設計労務単価」に4%の範囲内で加算した額を使用する。

第8節 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について(厚・県)

2-8-1 積算方法

受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止(以下「工期延長等」という。)をした場合の増加費用等の負担については、次のとおりとする。

工期延長等期間が3ヶ月以内は標準積算により算定し、工期延長等期間が3ヶ月を超える場合、維持工事等経常的な工事である場合など標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

積算方法については、積算基準及び歩掛表(その1)による。

2-8-2 算定方法

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算定する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

ただし、

G : 工期延長等に伴う現場維持等の費用(単位:円、1,000円未満切捨て)

dg : 工期延長等に係る現場経費率(単位:%、小数第4位四捨五入3位止め)

J : 対象額(工期延長等時点の現場管理費対象純工事費)(単位:円、1,000円未満切捨て)

α : 積上げ費用(単位:円、1,000円未満切捨て)

1) 工期延長等に伴い増加する現場経費率

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{(a \times J^b + N)} \right)^B - \left(\frac{J}{(a \times J^b)} \right)^B \right\} + (N \times R \times 100) / J$$

ただし、

dg : 工期延長等に伴い増加する現場経費率(単位:%、小数第4位四捨五入3位止め)

J : 対象額(工期延長等時点の現場管理費対象純工事費)(単位:円、1,000円未満切捨て)

N : 工期延長等日数(受注者の責に帰す場合は除く)(日)

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数。

R : 公共工事設計労務単価(土木一般世話役)

A、B、a、b : 各工種毎に決まる係数(別表第6)

第2節 直接工事費の積算

2-2-2 労務費(厚・県)

2 労務賃金

労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は別冊「設計単価表」の労務単価等を使用する。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算する。

第8節 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算(厚)

2-8-1 積算方法

工事の一時中止に伴う増加費用等の積算は次のとおりとする。

国土交通省土木工事積算基準及び工事一時中止に係るガイドラインに準ずる。

2-8-2 算定方法

一時中止に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算定する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

ただし、

G : 中止期間中の現場維持等の費用(単位:円、1,000円未満切捨て)

dg : 一時中止に係る現場経費率(単位:%、小数第4位四捨五入3位止め)

J : 対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位:円、1,000円未満切捨て)

α : 積上げ費用(単位:円、1,000円未満切捨て)

1) 一時中止に伴い増加する現場経費率

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{(a \times J^b + N)} \right)^B - \left(\frac{J}{(a \times J^b)} \right)^B \right\} + (N \times R \times 100) / J$$

ただし、

dg : 一時中止に係る現場経費率(単位:%、小数第4位四捨五入3位止め)

J : 対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位:円、1,000円未満切捨て)

N : 一時中止日数(日)

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数。

R : 公共工事設計労務単価(土木一般世話役)

A、B、a、b : 各工種毎に決まる係数(別表第6)

水道及び工業用水道関連工事における配管工加算単価の設定

工期の延長等に伴う増加費用等の積算方法を改定

別表第6

工種区分		係数A						係数a
		一般交通 影響無し	大都市	一般交通 影響有(1)	一般交通 影響有(2)	市街地 (DID補正)	山間僻地 及び離島	
水道工事	開削工事及び小口径推進工事	282.4	333.1	306.7	308.7	308.1	276.7	1.1316
	シールド工事及び推進工事	103.2	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	0.5192
	構造物工事（浄水場等）	366.6	-	422.5	412.8	412.8	395.6	2.7078
工種区分		係数B						係数b
		一般交通 影響無し	大都市	一般交通 影響有(1)	一般交通 影響有(2)	市街地 (DID補正)	山間僻地 及び離島	
水道工事	開削工事及び小口径推進工事	-0.1811	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	0.3060
	シールド工事及び推進工事	-0.0941	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.3472
	構造物工事（浄水場等）	-0.1891	-	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	0.2589

第9節 時間的制約を受ける工事の積算（県・厚）

下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における労務費について補正を行う。

- 1) 現道の交通量の多い時間帯
- 2) 通勤・通学の時間帯
- 3) 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
- 4) 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等
- 5) 山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等

1)～4)の時間帯を避けた施工を必要とする場合又は5)の制約を受ける場合とする。

ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

積算方法については、積算基準及び歩掛表（その1）による。

別表第6

工種区分		係数A			係数B	係数a	係数b
		地方部 （一般交通等 の影響 なし）	地方部 （一般交通等 の影響あり） 山間僻地 離島	市街地 （D I D 地区・準 ずる地 区）			
水道工事	開削工事 及び小口径推進工 事	135.2	142.9	147.8	- 0.1089	0.2598	0.3771
	シールド工事 及び推進工事	437.5	462.4	478.1	- 0.2054	0.0812	0.4356
	鋼構造物工事（浄 水場等）	106.4	112.6	116.3	- 0.1078	0.5988	0.3258

（注）係数Aの区分は以下のとおりとする。

市街地（DID地区・準ずる地区）

：施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。
人口集中地区（DID地区）とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び離島

：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。

地方部

：施工地域が上記以外の地区をいう。

なお、一般交通等の影響ありとは以下の場合をいう。

- ① 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合
- ② 施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
- ③ 施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

第9節 時間的制約を受ける工事の積算（県・厚）

（新規）

時間的制約を受ける工事の積算の内容については建設局と同等であり、具体的内容を積算基準及び歩掛表（その1）によることとした

第5編 歩掛表（水道建設工事編）

第1章 労務の職種区分

第1節 労務の職種区分

1-1-1 職種とその定義

36 配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの
	<ul style="list-style-type: none"> a 配管並びに管の撤去 b 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c 電触防護
	配管工事について相当程度の技能を有し、水道及び工業用水道施設関連工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの
	<ul style="list-style-type: none"> a 配管並びに管の撤去 b 管及び弁類等の切断・接合・据付 c 電触防護

第4章 管布設工（厚）

第2節 鋼管布設工

4-2-2 鋼管溶接工

(4)表4・2・6鋼管現場裏当溶接工（半自動）（厚）

SWSU8077 (1口当り)

呼び径 (mm)	鋼管規格	板厚 (mm)	労務費			材料及び機具損料	
			溶接工 (人)	特殊作業員 (人)	土木一般世 話役(人)	交流溶接機の場合	直流溶接機の場合
800	STW400	8.0	0.64	2.33	0.27	労務費の21.0%	労務費の25.0%
900	〃	8.0	0.69	2.49	0.31	〃	〃
1,000	〃	9.0	0.78	2.68	0.39	〃	〃
1,100	〃	10.0	1.27	3.21	0.41	労務費の22.0%	労務費の26.0%
1,200	〃	11.0	1.37	3.42	0.43	〃	〃
1,350	〃	12.0	1.64	3.89	0.54	〃	〃
1,500	〃	14.0	2.10	5.07	0.74	〃	〃
1,600	〃	15.0	2.41	5.54	0.87	労務費の23.0%	労務費の27.0%
1,650	〃	15.0	2.48	5.70	0.90	〃	〃
1,800	〃	16.0	2.56	7.34	0.94	〃	〃
1,900	〃	17.0	2.91	8.14	1.08	〃	〃
2,000	〃	18.0	3.28	8.92	1.24	〃	〃
2,100	〃	19.0	3.78	9.99	1.41	労務費の24.0%	労務費の28.0%
2,200	〃	20.0	4.22	10.94	1.59	〃	〃
2,300	〃	21.0	4.72	11.99	1.79	〃	〃
2,400	〃	22.0	5.26	13.08	2.01	〃	〃
2,500	〃	23.0	6.11	15.03	2.24	〃	〃
2,600	〃	24.0	6.76	17.00	2.49	〃	〃
2,700	〃	25.0	7.45	18.48	2.76	〃	〃
2,800	〃	26.0	8.18	19.93	3.04	〃	〃
2,900	〃	27.0	8.98	21.61	3.35	〃	〃
3,000	〃	29.0	10.35	24.43	3.88	〃	〃

(注) 1. 本表溶接歩掛は、呼び径800mm以上で内面V開先裏当て溶接（トンネル内配管での半自動溶接）の場合に適用するものとする。

第5編 歩掛表（水道建設工事編）

第1章 労務の職種区分

第1節 労務の職種区分

1-1-1 職種とその定義

36 配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの
	<ul style="list-style-type: none"> a 配管並びに管の撤去 b 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c 電触防護

第4章 管布設工（厚）

第2節 鋼管布設工

4-2-2 鋼管溶接工

(新規)

配管工加算単価使用に伴う改定

新規歩掛の追加

2. 材料費及び器具損料とは、自動ワイヤ、混合ガス、酸素、アセチレン、直流溶接機の場合の軽油及び油脂類、交流溶接機の場合の電力料金、半自動溶接機械損料、消耗品及び工具類一式のことである。
3. 消耗品及び工具類一式とは、ワイヤブラシ、絶縁テープ、遮光グラス、革手袋、ウエスその他雑品及び工具等を含む。
4. 本表はトンネル内配管の半自動溶接の標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することができる。
5. 板厚が異なる場合は表8・33-2により補正する。

第4節 既設管撤去工

4-4-1 既設管撤去切断工

(1)表4・4・1 撤去管切断

撤去管		補正対象歩掛	補正係数	施工単価コード
材質	呼び径			
铸铁(FC)	350mm以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 表4・1・14～表4・1・15	0.25	SWSU8065
	400mm以上 2,000mm以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 〃	0.35	SWSU8065
ダクタイル铸铁管(FCD)	350mm以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 〃	0.27	SWSU8065
	400mm以上 2,000mm以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 〃	0.46	SWSU8065
鋼管(STW290, STW370, STW400)	350mm以下	「鋼管現場切断工」歩掛表 表4・2・12	0.25	SWSU8066
	400mm以上 1,000mm以下	「鋼管現場切断工」歩掛表 表4・2・12	0.35	SWSU8066
ポリエチレン管	-	「ポリエチレン管切断工」歩掛表 表4・5・8	0.25	SWSU8067

第5節 その他管布設工

4-5-3 ポリエチレン管布設工

(2)表4・5・5 ポリエチレン管(融着接合(EF接合))布設工 SWSU8212・SWSU8213

呼び径(mm)	据付工(10m当り)		継手工(1箇所当り)		
	配管工(人)	普通作業員(人)	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費
50	0.10	0.18	0.08	0.08	労務費の8.5%
75	0.10	0.18	0.08	0.08	
100	0.12	0.20	0.12	0.12	
150	0.18	0.26	0.14	0.14	
200	0.25	0.49	0.14	0.14	

第4節 既設管撤去工

4-4-1 既設管撤去切断工

(1)表4・4・1 撤去管切断

撤去管		補正対象歩掛	補正係数	施工単価コード
材質	呼び径			
铸铁(FC)	350mm以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 表4・1・14～表4・1・15	0.25	SWSU8065
	400mm以上 1,000mm以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 〃	0.35	SWSU8065
ダクタイル铸铁管(FCD)	350mm以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 〃	0.27	SWSU8065
	400mm以上 1,000mm以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 〃	0.46	SWSU8065
鋼管(STW290, STW370, STW400)	350mm以下	「鋼管現場切断工」歩掛表 表4・2・12	0.25	SWSU8066
	400mm以上 1,000mm以下	「鋼管現場切断工」歩掛表 表4・2・12	0.35	SWSU8066
ポリエチレン管	-	「ポリエチレン管切断工」歩掛表 表4・5・8	0.25	SWSU8067

第5節 その他管布設工

4-5-3 ポリエチレン管布設工

(2)表4・5・5 ポリエチレン管(融着接合(EF接合))布設工 SWSU8212・SWSU8213

呼び径(mm)	据付工(10m当り)		継手工(1箇所当り)		
	配管工(人)	普通作業員(人)	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費
50	0.10	0.18	0.04	0.04	労務費の8.5%
75	0.10	0.18	0.05	0.05	
100	0.12	0.20	0.07	0.07	
150	0.18	0.26	0.09	0.09	
200	0.25	0.49	0.13	0.13	

厚生労働省の歩掛改定による変更

厚生労働省の歩掛改定による変更